

令和2年余市町議会第2回定例会会議録（第3号）

開 議 午前10時00分
閉 会 午後 2時31分

○招 集 年 月 日

令和2年6月16日（火曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 議

令和2年6月18日（木曜日） 午前10時

○出 席 議 員 （17名）

余市町議会議長 12番 中井 寿夫
余市町議会副議長 17番 土屋 美奈子
余市町議会議員 1番 野呂 栄二
" 2番 吉田 豊
" 3番 近藤 徹哉
" 4番 藤野 博三
" 5番 内海 博一
" 6番 庄 巖龍
" 8番 白川 栄美子
" 9番 寺田 進
" 10番 彫谷 吉英
" 11番 茅根 英昭
" 13番 安久 莊一郎
" 14番 大物 翔
" 15番 中谷 栄利
" 16番 山本 正行
" 18番 岸本 好且

○欠 席 議 員 （0名）

○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔
副 町 長 細 山 俊 樹
総 務 部 長 須 貝 達 哉
総 務 課 長 増 田 豊 実
企 画 政 策 課 長 阿 部 弘 亨
地 域 協 働 推 進 課 長 羽 生 満 広
財 政 課 長 高 橋 伸 明
税 務 課 長 紺 谷 友 之
民 生 部 長 上 村 友 成
福 祉 課 長 照 井 芳 明
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長 芹 川 か お り
保 険 課 長 中 島 豊
環 境 対 策 課 長 成 田 文 明
経 済 部 長 渡 辺 郁 尚
農 林 水 産 課 長 濱 川 龍 一
商 工 観 光 課 長 橋 端 良 平
建 設 水 道 部 長 千 葉 雅 樹
建 設 課 長 篠 原 道 憲
ま ち づ くり 計 画 課 長 庄 木 淳 一
下 水 道 課 長 北 島 貴 光
水 道 課 長 奈 良 論
会 計 管 理 者 （ 併 ） 会 計 課 長 秋 元 直 人
農 業 委 員 会 事 務 局 長 水 野 貴 司
教 育 委 員 会 教 育 長 前 坂 伸 也
教 育 部 長 中 村 利 美
学 校 教 育 課 長 高 田 幸 樹
社 会 教 育 課 長 浅 野 敏 昭

選挙管理委員会事務局長
(併) 監査委員事務局長

石川 智子

○事務局職員出席者

事務局 長 杉本 雅純
主 幹 枝村 潤
書 記 小林 宥斗

○議事日程

- 第 1 議案第 3号 余市町税条例の一部を改正する条例案
- 第 2 議案第 4号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
- 第 3 議案第 5号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第 4 議案第 6号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 5 議案第 7号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 6 議案第 8号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 7 議案第 9号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 8 議案第 10号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 9 議案第 11号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 10 議案第 12号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

- 第 11 議案第 13号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 12 議案第 14号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 13 議案第 15号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 14 議案第 16号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 15 議案第 17号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 16 議案第 18号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 17 議案第 19号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 18 議案第 20号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 19 議案第 21号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 20 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について
- 第 21 報告第 2号 株式会社北後志第一清掃公社の第43期(令和元年度)経営状況の報告について
- 第 22 報告第 3号 株式会社余市振興公社の第29期(令和元年度)経営状況の報告について
- 第 23 報告第 4号 株式会社まほろば宅地管理公社の第9期(令和元年度)

- 経営状況の報告について
- 第24 発議案第1号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第25 意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書
- 第26 意見案第2号 安全・安心の医療・介護を存続していくため、新型コロナウイルスの影響を受ける医療機関・介護事業所への新たな公的資金の投入を求める要望意見書
- 第27 意見案第3号 新型コロナウイルス感染症対策と地方財政の充実・強化に関する要望意見書
- 第28 意見案第4号 北海道最低賃金改正等に関する要望意見書
- 第29 意見案第5号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める要望意見書
- 第30 意見案第6号 名護市辺野古の新基地建設断念を求める要望意見書
- 第31 意見案第7号 コロナ禍の下での米海兵隊移転訓練中止決定を求める要望意見書
- 第32 意見案第8号 国による全国学力調査を全員参加の悉皆から抽出に改めることを求める要望意見書
- 第33 意見案第9号 緊急に消費税5%減税の政治決断を求める要望意見書
- 第34 閉会中の継続審査調査申出について

開 議 午前10時00分

○議長(中井寿夫君) ただいまから令和2年余市町議会第2回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は17名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立い

たしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(中井寿夫君) 昨日議会運営委員会が開催されましたので、その結果について委員長からの報告を求めます。

○8番(白川栄美子君) 昨日委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告を申し上げます。

委員7名の出席の下、さらに説明員として細山副町長、須貝総務部長、増田総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今回審議されました内容につきましては、追加案件についてであります。新たに追加されました案件は、議案16件、発議案1件、意見案9件、閉会中の継続審査調査申出についてでございます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告を申し上げます。

日程第4、議案第6号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてないし日程第18、議案第20号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてまでの議案15件につきましては、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第19、議案第21号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第24、発議案第1号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第25、意見案第1号 林業・木材産業の成長

産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書ないし日程第33、意見案第9号 緊急に消費税5%減税の政治決断を求める要望意見書、以上意見案9件につきましては、議員発議でありますので、それぞれ即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、意見案第1号ないし意見案第2号につきましては、一括上程の上、ご審議いただくことに決しました。

日程第34、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 委員長の報告が終わりました。

ただいま議会運営委員会の委員長から報告ありましたとおり、議案16件、発議案1件、意見案9件、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案16件、発議案1件、意見案9件、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

なお、追加後の日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

○議長（中井寿夫君） さきに議会運営委員会の委員長から報告ありましたように、日程第1、議案第3号 余市町税条例の一部を改正する条例案、日程第2、議案第4号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案、以上2件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第1ないし日程第2を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○税務課長（紺谷友之君） ただいま上程されました議案第3号 余市町税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年法律第26号として、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年政令第161号として、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年総務省令第49号として令和2年4月30日にそれぞれ公布され、原則として令和2年4月30日から施行されることにより、本町税条例におきましても所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容について申し上げます。個人住民税といたしましては、1つ目として新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例について、2つ目として新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例についてのおのの規定の整備を行うものであります。

次に、固定資産税につきましては、1つ目として新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例について、2つ目として新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例についてのおのの規定の整備を行うものであります。

次に、軽自動車税につきましては、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の適用期限を六月延長することについて規定の整備を行うものであります。

また、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等について規定の整備を行うものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明いたします。

議案第3号 余市町税条例の一部を改正する条例案。

余市町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月16日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町税条例の一部を改正する条例。

(余市町税条例の一部改正)

第1条 余市町税条例(昭和37年余市町条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

これにつきましては、厳しい経済状況にある中小事業者等に対し、売上高の減少率に応じ令和3年度課税分に限り償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1またはゼロにする特例措置でございます。

附則第10条の2に次の1項を加える。

27 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

これにつきましては、生産性向上のため新規に設備投資を行う中小事業者等を支援するため適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加え、適用期限を2年延長するものでございます。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

これにつきましては、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置を令和3年3月31日まで六月延長するものでございます。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第23条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 余市町税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第27項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

これにつきましては、中止等された文化、芸術、スポーツイベントについてチケットの払戻しを受けない場合、その金額を寄附金とみなし、個人住民税の寄附金税額控除の対象とする特例措置でございます。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

これにつきましては、住宅建設の遅延等により入居が遅れた場合でも期限内に入居した場合と同様の住宅の控除が受けられるよう適用要件を弾力化する特例措置でございます。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第

2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

以上、議案第3号につきまして提案理由のご説明を申しあげましたので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付いたしておりますので、ご高覧をいただきたいと存じます。

引き続きまして、一括上程されました議案第4号余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第3号と同様、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことにより、本町都市計画税条例の一部を改正する条例について所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容につきましては、法律の改正に合わせ本条例中に引用しております条項の整理を行うものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明いたします。

議案第4号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案。

余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月16日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

(余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例(昭和41年余市町条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第17項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第2条 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第17項中「第61条」を「第63条」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

以上、議案第4号につきまして提案理由のご説明を申しあげましたので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付いたしておりますので、ご高覧をいただきたいと存じます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案2件についてこれより質疑を行います。

○14番(大物 翔君) 確認を込めて1つだけ伺います。

今回随分大規模な改正ということになりますけれども、通常ですと、このように減税、もしくは猶予という形になりますと、自治体として見た場合は減収という形になるかと思えます。その分の手当てについてというものは、どういった形で、例えば国からその分のお金があるとか、何らかの措置が恐らくくっついているものと思われましても、そのあたりはどうなっているのでしょうか。

○税務課長(紺谷友之君) 14番、大物議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回の各種特例措置の手当ての部分でございますが、改正地方税法におきまして固定資産税等の減収を補填するため、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金というものが創設されております。また、軽自動車税の環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限の延長に伴いまして、軽自動車税の減収補填特例交付金の交付期限が令和3年度まで延長されているところでございます。住宅ローン控除並びに寄附金税額控除も現行の枠組みで対応ということになりますので、このたび新たに創設されたものの多数につきまして全額国庫で補填されるということで決まってい

るところでございますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

まず、議案第3号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 余市町税条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第3、議案第5号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（中島 豊君） ただいま上程されました議案第5号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、令和2年4月7日閣議決定の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した方々等に対して国民健康保険税等の免除を行うとされたことを踏まえ、余市町国民健康保険税条例におきましても国が示す財政支援の基準に沿い被保険者の属する世帯に係る国民健康保険税の減免措置を行うため、関係部分について所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の主な内容といたしましては、国の基準に基づき減免対象となる保険税の期間及び世帯等の規定を整備し、減免を実施すべく改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第5号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案。

余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月16日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

余市町国民健康保険税条例（平成11年余市町条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険税の減免の特例）

14 令和元年度分及び令和2年度分の保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が定められているものの減免については、次の各号のいずれかに該当する世帯は、第25条第1項に規定する保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。ただし、第2号の規定にかかわらず、主たる生計維持者（主たる世帯の生計を維持する者をいう。以下同じ。）が国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等であつて、減少することが見込まれる事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入をいう。以下同じ。）が給与収入のみである場合は、当該減免は行わない。

（1） 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

（2） 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当する世帯であること。

ア 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 主たる生計維持者の前年の法第314条の2第

1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに政令第27条の2第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額が1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

15 前項の規定の適用を受けた場合における第25条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、町長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができるものとする」と読み替えるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

以上、議案第5号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として条例の新旧対照表を添付しておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 1つ素朴な疑問だったのですけれども、この条文の中に減少額10分の3以上というふうに規定されていると。これ自体は国の改正の関係などによってそのまま当てはめているものだと理解しているのですけれども、ところで持続化給付金などの場合、10分の5になっていたかと思うのです。こちらの国保税に関しては10分の3と。この違いというのはどうして生まれたのかなというものがちょっと疑問だったものですから、もし分かれば教えてください。

○保険課長（中島 豊君） 14番、大物議員の質問

にご答弁申し上げます。

収入の減少割合10分の5と10分の3の違いについてでございますが、国民健康保険税の国で示す収入減の基準割合についてのみしか存じてございませんので、ご理解願いたいと思います。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第4、議案第6号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第5、議案第7号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第6、議案第8号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第7、議案第9号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることにつ

いて、日程第8、議案第10号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第9、議案第11号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第10、議案第12号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第11、議案第13号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第12、議案第14号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第13、議案第15号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第14、議案第16号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第15、議案第17号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第16、議案第18号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第17、議案第19号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第18、議案第20号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての以上15件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第4ないし日程第18を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま一括上程になりました議案第6号ないし議案第20号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

現在の余市町農業委員会の委員の任期が本年7月19日をもって満了となりますことから、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間における余市町農業委員会委員の任命に当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき今般ご提案申し上げる次第であります。

選定に当たりましては、このたび応募のあった方々につきまして余市町農業委員会の委員定数条例に基づく16人の委員候補者を余市町農業委員会の委員候補者選定委員会において選定を賜り、人選を行い、農業委員会の委員として最も適任であると判断いたしましたので、ここにご提案申し上げる次第でございます。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第6号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月18日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町梅川町1084番地。氏名、有田均。生年月日、昭和27年7月16日生まれ。

次に、議案第7号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月18日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町沢町135番地。氏名、井川和彦。生年月日、昭和16年1月6日生まれ。

次に、議案第8号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月18日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町梅川町1229番地。氏名、石岡渡。生年月日、昭和28年3月15日生まれ。

次に、議案第9号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月18日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町山田町635番地11。氏名、落雅美。生年月日、昭和42年12月30日生まれ。

次に、議案第10号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月18日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町美園町196番地17。氏名、片山裕。生年月日、昭和30年1月23日生まれ。

次に、議案第11号、農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月18日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町梅川町1027番地19。氏名、金子秋雄。生年月日、昭和23年10月28日生まれ。

次に、議案第12号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月18日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町黒川町1048番地。氏名、川合一。生年月日、昭和33年10月22日生まれ。

次に、議案第13号、農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたし

たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月18日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町登町611番地。氏名、坂本政隆。生年月日、昭和27年1月8日生まれ。

次に、議案第14号 余市町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月18日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町登町1395番地。氏名、曾我貴彦。生年月日、昭和47年12月29日生まれ。

次に、議案第15号 余市町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月18日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町栄町1614番地3。氏名、土居義和。生年月日、昭和46年10月15日生まれ。

次に、議案第16号 余市町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月18日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町豊丘町775番地4。氏名、中岡博晃。生年月日、昭和26年12月26日生まれ。

次に、議案第17号、余市町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項

の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月18日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町栄町756番地。氏名、細山正己。生年月日、昭和30年3月23日生まれ。

次に、議案第18号、余市町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月18日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町黒川町1325番地。氏名、村井貞治。生年月日、昭和32年4月25日生まれ。

次に、議案第19号、余市町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月18日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町大川町18丁目10番地2。氏名、村尾哲郎。生年月日、昭和16年10月13日生まれ。

次に、議案第20号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月18日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町登町1117番地。氏名、山本秀弘。生年月日、昭和30年8月19日生まれ。

以上、一括上程されました議案第6号ないし議案第20号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりま

した。

一括議題の議案15件について、これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

まず、議案第6号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第7号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第8号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第8号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第8号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第9号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第9号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第9号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第10号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第10号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第10号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第11号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第11号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第11号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第12号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第12号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第12号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第13号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第14号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第14号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第14号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第15号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第15号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第15号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第16号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第16号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第16号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第17号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第17号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第17号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第18号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第18号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第18号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第19号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第19号については委員会の付託を省

略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第19号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第20号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第20号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第20号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第19、議案第21号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(齊藤啓輔君) ただいま上程になりました

議案第21号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

議案第21号につきましては、さきに議決いただきました議案第6号ないし議案第20号と同様の理由によりご提案申し上げるものでございます。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第21号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月18日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町黒川町8丁目39番地。氏名、野呂栄二。生年月日、昭和31年2月16日生まれ。

以上、議案第21号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第21号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議あり

ませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第21号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時15分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第20、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長（高橋申明君） ただいま上程されました報告第1号 繰越明許費繰越計算書について、提案理由をご説明申し上げます。

繰越明許費として令和元年度から令和2年度に繰り越された事業は、各小中学校情報通信ネットワーク環境整備事業でございます。当該事業につきましては、地方自治法第213条の規定に基づき令和元年度余市町一般会計補正予算第7号におきまして繰越明許費の議決をいただき、財源をつけて令和2年度に繰り越したところでございます。このたび5月末日をもちまして繰越計算書の調製をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について。

令和元年度余市町一般会計補正予算（第7号）の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和2年6月16日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。令和元年度余市町
繰越明許費繰越計算書。

10款教育費、2項小学校費、事業名、各小学校情
報通信ネットワーク環境整備事業、金額2,098万
6,000円、翌年度繰越額2,098万6,000円、左の財源
内訳、未収入特定財源、国道支出金1,049万3,000円、
地方債1,040万円、一般財源9万3,000円。

10款教育費、3項中学校費、事業名、各中学校情
報通信ネットワーク環境整備事業、金額1,346万
4,000円、翌年度繰越額1,346万4,000円、左の財源
内訳、未収入特定財源、国道支出金673万2,000円、
地方債670万円、一般財源3万2,000円。

合計、金額3,445万円、翌年度繰越額3,445万円、
左の財源内訳、未収入特定財源、国道支出金1,722万
5,000円、地方債1,710万円、一般財源12万5,000円。

以上、報告第1号につきまして提案理由をご説明
申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認
賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりま
した。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規
則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略
したいと思っております。これにご異議ありません
か。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第1号については委員会の付託を省
略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議あり
ませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第1号 繰越明許費繰越計算書につ
いては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（中井寿夫君） 日程第21、報告第2号 株
式会社北後志第一清掃公社の第43期（令和元年度）
経営状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○環境対策課長（成田文明君） ただいま上程され
ました報告第2号 株式会社北後志第一清掃公社
の第43期（令和元年度）経営状況の報告について、
提案理由をご説明申し上げます。

余市町が出資いたしております株式会社北後志
第一清掃公社の第43期における経営状況について、
地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきご報
告申し上げるものでございます。

以下、報告第2号を朗読申し上げます。

報告第2号 株式会社北後志第一清掃公社の第
43期（令和元年度）経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株
式会社北後志第一清掃公社の第43期（令和元年度）
経営状況について、別紙のとおり関係書類を添付し
報告する。

令和2年6月16日提出、余市町長、齊藤啓輔。

なお、第43期経営状況報告書並びに第44期事業計
画につきましては別添のとおりでございますので、
ご高覧賜りたいと存じます。

以上、報告第2号につきまして提案理由をご説明
申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認
賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりま
した。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規

則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第2号 株式会社北後志第一清掃公社の第43期(令和元年度)経営状況の報告については、報告のとおり承認することに決しました。

○議長(中井寿夫君) 日程第22、報告第3号 株式会社余市振興公社の第29期(令和元年度)経営状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○商工観光課長(橋端良平君) ただいま上程されました報告第3号 株式会社余市振興公社の第29期(令和元年度)経営状況の報告について、提案理由をご説明申し上げます。

余市町が出資いたしております株式会社余市振興公社の第29期における経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきご報告申し上げます。

以下、報告第3号を朗読申し上げます。

報告第3号 株式会社余市振興公社の第29期(令和元年度)経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社余市振興公社の第29期(令和元年度)経営状況について、別紙のとおり関係書類を添付し報告す

る。

令和2年6月16日提出、余市町長、齊藤啓輔。

なお、第29期経営状況報告書並びに第30期営業計画につきましては別添のとおりでございますので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、報告第3号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番(大物 翔君) 大きく分けて2つ伺いたいのですけれども、まずは3ページに記載されています自社株についてでございます。以前にも私伺ったかと思うのですけれども、何らかの事情で自社株と保有することになったことについては別に何もないのですけれども、これをいつまで持ち続けるのですかということの前に伺ったと思うのです。以前の答弁では、いずれ誰かに持っていただきたいという趣旨も含めているという趣旨のことはおっしゃっていたかなと思うのですけれども、ただ残念ながら1年たってもこの状況でございます。大株主である余市町に伺うのですけれども、結局浮いた状態の株式をずっと持ち続けるというのは私あまりいいことではないと思うのです。だから、もし誰かに持ってもらう当てがないのであれば一旦償却して、その上で必要だったら改めて増資という形で手打つというのが適正なのではないかなと思うのです。そのあたりどうなっているのかなということと、あてこの1年間振興公社さんは誰かに株を所有していただくと思って働きかけたりしたかどうか、その辺は確認できているのかと。これが大きく1つ目の質問でございます。

2つ目としましては、今回の決算は赤字決算という形になってございますけれども、私基本的に赤字だから駄目で、黒字だからいいという考え方は持っておりません。ケース・バイ・ケースだと思ってい

るので、この赤字の原因というのは、結局一年間通じて厳しい運営を強いられた結果起きてしまった一種構造的なものなのか、あるいは年明け以降の新型コロナなど想定外の事態に直面したことによって最終的に赤字で着地という形になってしまったのか。その辺はどのように捉えていらっしゃるか、お願いいたします。

○商工観光課長（橋端良平君） 14番、大物議員のご質問にご答弁申し上げたいと存じます。

まず、自社株20株に関するご質問でございますが、こちらにつきましては昨年もお答弁申し上げたと思えますけれども、ご指摘のとおり、いずれはどなたかに保有していただくことを希望しているということは振興公社から伺っております。ただし、その働きかけをしているかどうかにつきましては、承知してございません。ただ、会社が自社株を保有することにつきましては、特段の問題もないのかなというふうに私思っておりますので、特に償却するですとか、そういったことは今現在考えてございません。

また、赤字の要因でございますけれども、6月8日に株主総会が開催されまして、私オブザーバーという形で出席してございます。その際に、経営陣の中からの経営状況の報告といたしましては第29期につきましては当初はよかったのだと。ただ、やはりコロナウイルスの感染拡大に伴いまして広域移動ですとか旅行が自粛、マインドが冷え込んだということで来客が減ったこと、それに伴って売上げが減少したこと、それが要因であって、たればの話はいかなものかと思えますけれども、もしコロナウイルスという影響がなければ十分に黒字化を図れたというふうなお話は経営陣から伺ったところでございます。

○14番（大物 翔君） では、株式の話だったのですけれども、私が株主だったら不気味に感じます、正直言って。いずれは持っていただきたいという思いがあるのだということは重々理解できるので

けれども、ただ働きかけたかどうかは分からないですけれども、残念ながら現状においても結果として持っていただける方は今のところ見つかっていないと。とすると、民間会社ではないので、変なことにならないとは思っているのですけれども、民間会社でありますれば自社株を営々と持ち続けている、上場企業であれば自社株買いをかけたたりする場合も結構ありますので、ただやっぱり株主のほうから指摘されるのです、この株式どうするのですかと。持ち続けてどうするのですかと。やっぱりその辺の部分というのは、償却をしたところで巨額の損失が発生するわけでもないですし、その辺はすっきりさせてあげたほうがいいのではないかなと。取りようによっては、増資しなければいけないとでも思っているのかなという誤解を招くこともあると思うのです。その辺はやっぱりすっきりさせてあげたほうがいいのではないかなというのが1つ。

次に、経営計画の話だったのですけれども、途中まではよかったのだけれども、予想外の出来事があったと。それはなるほどなと思うのですけれども、ではそれを踏まえた上での今期、30期の経営計画見えていますと、赤字予想とはなっていないと。特にコロナの影響が大きく出始めたのは今年に入ってから。第4四半期に入ってからだと思うのです。自粛などは解除されていったり、何とか経済状態、人の移動が通常の状態に戻っていきこうと今している段階ではあるのですけれども、それこそいつ正常化するかわからない事態なわけではなですか。となってくると、果たして黒字予想で経営計画を、赤字予想で経営計画立てるというのも変な話ですけれども、それはちょっと達成困難ではないかなというふうに現時点で率直に考える次第なのですが、どうでしょう。

○商工観光課長（橋端良平君） 14番、大物議員からの再度のご質問でございますが、まず株式の件につきましては、ご指摘についてはちょっと私も分かりかねる部分はあるのですけれども、特に増資です

とかは考えておりませんし、この取扱いについては今後どうしていくのだということは公社側とも話をしてみたいと思っております。

次に、経営計画、30期の計画、これが黒字化を図れるのかというご指摘かと思えますけれども、これも実は6月8日の株主総会の中で株主からも話がありました。コロナウイルスの影響はこれからも長引くであろうと。その中で達成できる計画なのかというご指摘がありまして、それに対して取締役のほうからはまず赤字の計画を出すということにはならなかったということと、また計画を立てた時点がまだコロナウイルスの影響がそれほど大きくなかった時期に立てた計画だということで、改めて役員会なりを開きまして、この計画の見直しという部分については精査していきたいというようなお話もございました。それで、私どもも株主総会終わった後ちょっと残っていたのですけれども、そのときに取締役のほうからは後日役場のほうにご相談に伺いたいというようなお話もありましたので、きっとこの経営計画についても何らかの見直しを計画されているのかなというふうには思っておりますが、まずは今頂いたものを議会のほうにご報告申し上げたものでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第3号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第3号 株式会社余市振興公社の第29期（令和元年度）経営状況の報告については、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（中井寿夫君） 日程第23、報告第4号 株式会社まほろば宅地管理公社の第9期（令和元年度）経営状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○まちづくり計画課長（庄木淳一君） ただいま上程されました報告第4号 株式会社まほろば宅地管理公社の第9期（令和元年度）経営状況の報告について、提案理由のご説明を申し上げます。

余市町が出資いたしております株式会社まほろば宅地管理公社の第9期における経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきご報告申し上げます。

以下、報告第4号を朗読申し上げます。

報告第4号 株式会社まほろば宅地管理公社の第9期（令和元年度）経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社まほろば宅地管理公社の第9期（令和元年度）経営状況について、別紙のとおり関係書類を添付し報告する。

令和2年6月16日提出、余市町長、齊藤啓輔。

なお、第9期経営状況報告書並びに第10期経営計画につきましては別添のとおりでございますので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、報告第4号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりま

した。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第4号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第4号 株式会社まほろば宅地管理公社の第9期(令和元年度)経営状況の報告については、報告のとおり承認することに決しました。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時37分

再開 午後 1時00分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(中井寿夫君) 日程第24、発議案第1号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○4番(藤野博三君) ただいま上程されました発議案第1号 余市町議会議員の議員報酬及び費用

弁償等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびご提案申し上げました条例の一部改正につきましては、余市町議会議員の報酬及び期末手当を10%削減し、新型コロナウイルス感染症予防対策と経済対策の一部に活用していただくため、令和3年3月31日まで議員報酬等を減額する特別措置を行うための条例を改正するものであります。新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策による影響は、町民生活や地域経済に及んでおります。町民や多種事業者に大きな不安と経済的障害、精神的な不安を与えています。今後も町民生活や地域経済の低迷が深刻化する中、国、道とともに本町としても町民生活への可能な限りの支援が求められています。この未曾有の危機を克服するため、本町の様々な支援策などに要する財源の一部として活用していただくため及び新型コロナウイルス感染症対策に対する議会の決意の表れとして議長、副議長及び議員の議員報酬及び期末手当をそれぞれ減額する条例案を提案するものであります。

以下、議案を朗読申し上げます。

発議案第1号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案。

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和2年6月18日提出、提出者、余市町議会議員、藤野博三、同じく庄巖龍。賛成者、余市町議会議員、内海博一、同じく彫谷吉英、同じく茅根英昭。

余市町議会議長、中井寿夫殿。

次のページをお開きください。余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和34年余市町条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

15 議員報酬月額は、令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間に限り、第1条の2の規定に

かかわらず、議長にあっては26万1,000円、副議長にあっては21万1,500円、常任委員長及び議会運営委員長にあっては19万5,300円並びに議員にあっては18万円とする。

附則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

以上、発議案第1号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、ご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として条例の新旧対照表を添付しておりますので、ご高覧をお願いいたします。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

○15番（中谷栄利君） 今議員報酬削減で議員としての決意の表明を表すというお話がありました。様々な協議の中でこの議員報酬に関わる条例の提案に対しての議論はされてきたところですが、その中で4月27日にコロナの問題に関して町から議員協議会の提案があり、様々な対策について、また現状について報告があった次第です。そういったことも受けて、国の補正予算、今二次補正予算もありますが、そういった中で住民に対して今必要なことが何なのか、何ができるのか、町議会議員としても様々な方策について町に対しても、また国、道に対しても要望をまとめて活動する、それが何よりも議会議員として一番やらなければならない最初のことでないかなと思います。

そこで、質問ですが、さきのこれに関わる協議の中で日本共産党も要望書を提出しておりますが、明政会としても要望書を提出していたのかという問いに対しては口頭であるという話がありましたが、現在はいかがでしょう。そのことをお尋ねしたいと思います。

○6番（庄 巖龍君） 15番、中谷議員からの発言に対しましてお答えを申し上げます。

4月27日、議員協議会で説明がございました。私

ども明政会といたしましては、文書等でお話をするということより、まずは皆様方にコロナの感染、またいみじくも昨日第201回通常国会が終了いたしました。また、道議会におきましてもさきの定例会初日に当たりましては議員報酬のボーナス20%カットと。これは、全会一致で行われたと。そのような状況を見据えて、また他町村の動きなどを見ながら私どもは議員報酬の在り方、そして余市町の財政調整基金、財政を見た上で判断するべきと、かように考え、協議を重ねてきたわけでございます。その間いつ第2波、第3波が来るかというふうな現状を鑑みながら私どもはその時期を見据えて、この6月の定例会において提出するのがまさに適切であるというふうに判断をし、今回の議員発議というふうな結果になったわけでございます。

蛇足にはなりますが、今定例会におきまして一般質問等をお聞きいたしますと、行政に対する日本共産党余市議員団様、また各会派の皆さん方の行動なされている方々も余市町に対するところの非常に熱心なる町民を思っただけの要望をされております。しかしながら、私どもはまず自らの身を律し、自らの行動を起こし、そして報酬を減額することによって、そして議会と行政が両輪となって町民の負託に応える、これが私は私どもの歩むべき道だというふうに考え、本日の提案になったという運びでございます。

以上、答弁に代えさせていただきます。

○15番（中谷栄利君） 私の質問に対して最後に答弁とされておりますが、答弁にはなっていないと私は思います。まず、議会議員として住民の声を議会に届け、そして政策にして行動を起こす、それが今の現状において何よりも大切なときに議会議員としての報酬、議会の活動費を削ってまで決意を表す、今はそういうときではないと思います。議員報酬というのはまさに議会議員としての活動の報酬であり、国会や市議会とは違って、町村の場合、圧倒的にその報酬額は極めて低い中で、しかもそうい

った中でも地方自治の住民自治を守るために議会議員として住民の皆さんの負託に応えるために活動する大事な歳費であります。今私たちの取組が後の世代、地方議員として見習い、後についてくる人たちに今の私たちの行動がしっかりと道しるべになるようにしていかなければならない。そのためにも議会議員としての決意は、住民の声を議会に届け、それを政策にし、実現に迫る、国や道に対しても物を言い、政策を実現させるために迫ることではないでしょうか。そのことに対しての問いに対して答えになっていないと思いますので、私はあえて発言させていただきました。

○議長（中井寿夫君） 答弁はよろしいのですか。
（「はい」の声あり）

○17番（土屋美奈子君） ただいま上程されました議案でございますが、この国のというか、世界的な状況ですから、重々気持ちは察するところであります。そういった中で、今現在この時点で提出をする、削減することが適切と考えたということでしたけれども、私はまだ先が見えないのかなというふうに思っています。来年のほうが悪くなるかもしれないし、第2波、第3波の状況というのは分からないのかなというふうに思っているのですけれども、そういった中でなぜこの期間、期限がここまでとされたのか、そして今国の第二次補正がまだ全然見えない状況で、うちの町内にしても執行されていない、イベントが中止になったりとか、そういった部分がどのくらいあるのかというのがまだ今全然見えない状況です。そういった整理をかけないままであると、今削減をしなければいけないという根拠にはちょっと薄いかなというふうに思うのですけれども、そこら辺の見解を伺いたいというふうに思います。

もう一点、これ出された趣旨が議会の決意を表す、これが一番の大きな目的であれば、やはり議会全体の決意となれば全会一致でなければその効力というのはとても薄いかなというふうに思っております。そこについてどうお考えかお聞きしたい

と思います。

○6番（庄 巖龍君） 17番、土屋議員からご指摘をいただきました3点につきましてお答えを申し上げます。

1点目のなぜコロナウイルスが第2波、第3波、この後の先が見えない中において提出をされたのかということでございますが、まず私ども議員が議員報酬を削減をするというリアクションを起こして、町民に自分たちの身を削って、それを、先ほど藤野議員から発議されたとおりの、経済活動、あるいは弱者に対するところの支援に充てたいと。そのリアクションのためには、何度も申し上げるわけでございますけれども、町の歳入は昨日終わりました今通常国会におきましての200兆円に及ぶ第二次、第三次補正、それだけでは地域経済を賄うことはできない。よって、私どもは、何度も言うようにございますけれども、まず議員としてリアクションを起こす、これが肝腎であるというふうに考え、この期限の発議をさせていただいたということでございます。

また、期限の来年の3月31日までということでございます。これは、あくまで時限的なものでございます。これが、私どもは第2波、第3波が来ないで、一刻も早い終息がなされ、通常の営みが、また経済活動が、また学校現場においても子供たちの健やかな学校生活が行われる、そういう時期を望んでおります。しかしながら、コロナウイルスの件につきましては、昨日の報道でもあったように、北京ではまた感染者が増えている。世界的にもこれからはアフリカ、あるいは南米等各国でも感染が広がっていくというおそれがある。その中で、本町においては観光産業が非常に重要なウエートを置いている。これからの時期において、その経済活動を支えるのはやはり財源をもってしなければいけない。しかし、財源については、先ほども申し上げましたとおり、町の財政基金におきましては非常に逼迫している。国、道だけに頼るわけにはいかない。であるならば、

私どもの議会議員の報酬を削減をし、それを町民の皆さんの経済活動に使っていただきたいということで、各学校、イベント、修学旅行にも行っていただきたい、あるいは部活、そういったもの、あるいは一般質問にもありましたけれども、検温の自動的に測れる装置、そういったものを完備するためにもそういった議員の報酬を充当し、子供から老若男女問わず皆様方が安心して生活できるために充てていただきたいということで、提出させていただきました。

3点目の議会全体でということでございます。確かに土屋副議長からご指摘のあったとおり、本来であればここに在る議員諸公が皆さん私どもの発議案に賛成していただければ誠にありがたいと思っております。そのことにつきましては、実直に私どもも発議させていただきました議員といたしまして、皆様方に説明不足が多々あったということにつきましてはこの場をお借りしましてお詫びを申し上げます。土屋副議長のご指摘、誠に私も胸打たれるものがございます。土屋副議長がいいことだと、確かにこれは必要なことだと一定のご理解をいただいた。しかしながら、全会一致に至らなかったのは、至らなかったというか、至るまで、そこまで持っていく私どもの努力が足りなかったということについては実直に反省をしているところでございます。それをもってひとつ皆様方にはご理解のほどをよろしく申し上げまして、私の答弁に代えさせていただきます。

○14番(大物 翔君) 技術的な面を含めて幾つかお伺いするのですけれども、この条例案によりますと、施行期日は7月よりということになってございます。7月から来年の3月31日までと。この条文に従って削減を行った場合、おおむね四、五百万円程度のお金が残るという計算になるのです。ただ、問題はここからでございます、まず1つ目としては、では本来、当初予算で議会費として計上しているわけではないですか、1年間の期末手当を含め

た、人件費ではないですけれども、そういう支給するためのお金を。ところが、これが成立したとなりますと、議会費の中でこの四、五百万円というお金が条例上予算として持っている根拠を失うわけなのです。通常の人件費のように例えば残業代を見込んで計上していたけれども、使わなかったから、不用額として計上して、組み替えて処理をするのとは少し意味が違うと思うのです。では、そういう組替えもやっぱりしていかなければいけなくなってくると思うのです、最終的には。もちろん予算提案権は行政側が持っているわけですし、我々議会が持っているわけではないのですけれども、通常のそういう人件費関係の会計上の処理というのはいつの時点で行われるかと思つたらば、例年ですと12月の議会で一気に処理してしまうのです、今までのパターンだと。つまり通常どおりのパターンでいくとなれば、この四、五百万円というのは議会費の中に残ったまま冬までいってしまうのです、通常ですと。人件費の組替えなど一括で行う際に処理されて、財源組替えが行われると。とすれば、発議されている皆さんの決意の表れとしては一つある、方法としてはあるのかもしれないけれども、もう一つの、今質疑の中で答弁されていた少しでもみんなのためにお金を使ってほしいのだというものが半年間お預けを食ってしまうと。これは、発議者としての本意なのでしょうかという問題が1つ。

もう一つは、この基準日は、今日上程されたものですから、7月付でという設定の仕方は分かるのです。ただ、6月1日を基準日といたしまして、6月半ばに我々は期末手当頂いております、全員。現在適用されている基準に基づいて。決意を示すとおっしゃると。さらに、5月のうちに臨時会もございました。そうであるならば、6月1日を基準日と定めて、そこまでやるということをしなないと、逆に夏のボーナスは頂いておいて、冬のボーナスはお預けするというのは何か変だねというふうにかえって見られはしませんかという問題が2つ目。

そして、3つ目の問題といたしましては、今第二次補正予算、国のほうでも成立をいたしました。これから順次要望書を私たちの会派としても町側には、教育委員会側には要請しなければいけないと。こういうことをやってほしいと。こういうことに重点を当ててほしいというふうに文書で申し入れなければいけないと思っています。行政と議会というのは文書の世界でございますから、全て記録が取られる中で残ったものが意味をなすということになってしまうので、後の検証という部分を含めまして。そうなってくると、今回はどうも要望はされたように伺っていますけれども、書面での要望はされていないのかなと思います。当然書面による行政側への要望はするのですよね。そのことを確認したいと思います。

○6番(庄 巖龍君) 14番、大物議員の質問に対しましてお答え申し上げます。

まず、第1点目でございます。こちらのほうにつきましては、昨日速報値で経団連が出された数値がございまして、こちらのほうでは全体的な給料が6%減ということで話が出ております。御存じかと思いますが、そのような中で、本来でございましたら人勸を受けて12月ということは、それ当然のことだと思います。これ人勸というのは、あくまで人事院勧告につきましては議員並びに一般職の方々も理事者も含めましてのそういった勧告が人事院からなされるわけでございますけれども、本来でございましたら、大物議員のご指摘のとおり、通常であればそのような形でいくのが筋でありましょうけれども、このコロナ禍のご時世にあって、何十年、何百年に下手すれば1回という世界を巻き込んだこの状況の中で、通常であればおっしゃるとおりでございますが、臨時的に私どもはこれを執行したいというふうな思いで発議をさせていただいたということでございます。

2点目の7月1日付ということで、6月にボーナスが出ているということでございますけれども、こ

ちらにつきましては、もう御存じだと思いますけれども、新聞報道等でもされております。北海道議会議員の夏季手当が20%削減されました。これは冒頭、定例会初日に出されたもので、全会一致ということで出されたわけでございますけれども、このボーナスにつきましては7月の給料から差引きをするという形でされておりますので、やりくりにつきましては、この6月のボーナスについて冬のボーナスとの整合性を合わせるのであれば、大物議員のご指摘に、対応をきちんとするのであれば、6月のボーナスについては7月の、また8月の月ごとの給料からそれぞれ引いていくこと、可能であるというふうに考えております。

3点目の文書についてということでございますけれども、これは私ども地方自治法、あるいは提出案件につきまして議会事務局等ともご相談申し上げましたところ、これは議員発議でございます。あくまでこちらのほうは理事者側のほうに、町のほうに提出をするということではなくて、この議場において議員諸公の皆様方の深いご理解と町民を思う切なる希望を持って充てたいというふうなことでございますので、この場にてご理解をいただき、決議に賛同をいただきたいというふうに思っておりますので、書面において理事者側のほうに出すということでは、提出をするということではなくして、この場において提出をさせていただいて、こちらのほうで皆様方のご判断に委ねたいと。深いご理解をいただきたいと、かように存ずる次第でございます。

○14番(大物 翔君) 少し私が長くしゃべってしまったせいもあるかと思うのですが、私は第一次補正ないし第二次補正を踏まえた政策を実行していただくための予算要望なり政策提言は文書にて行うのですかということをお伺いしたのですが、お答え願えないでしょうか。

○6番(庄 巖龍君) これは、第一次補正、第二次補正を待つということではなくして、緊急を要することでございます。町の声は、先ほど15番、中谷

議員からもご指摘をいただいたとおりでございます。余市町の町民の皆さん、経営者の皆さん、本当に明日の生活はどうなるか、日々お店を畳もうかと、そういったお声を私ども数多く聞いております。生活困窮者のお話もございました。いつ10万円が私のところに届くのかという話も聞いております。そのような中で、学校現場においても一般質問があったとおりでございます。緊急を要することでございますので、一次補正、二次補正を待っている時間は私どもはない。今この場において皆様方の深いご理解をいただき、ご賛同いただくことを切にお願いを申し上げます。

○14番（大物 翔君） 大変緊張されているとは思いますが、私がお伺いしていることに対してお答えをいただけていないものですから、議事録等をご精査いただければと思います。

○6番（庄 巖龍君） 今14番、大物議員の質問に私ちょっと的外れたお答えしてしまいました。恐縮でございます。文書として出すということは私どもはいたしません。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、発議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第1号について討論を行います。

あらかじめ討論の申出がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

○15番（中谷栄利君） 日本共産党議員団を代表して、余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関

する条例の一部を改正する条例案に反対の立場から討論を行います。

このたびの改正案の提案理由として、未曾有の危機を克服するための決意の表れであるとの説明がなされましたが、今必要なことは決意を報酬削減という形で表すことではないと考えます。地方議会の議員として住民の声を集め、それを要望や政策という形に発展させ、住民の生命と財産を守り、安心、安全な暮らしができるように町、道、国の政策に反映させ、その実現を図っていくことが我々の重要な役割であると考えます。4月27日に余市町議会ではコロナ問題に関する議員協議会が開かれ、現状、対策、経過などについて町より報告を受け、各議員より各般にわたる議論がなされたところです。さらに、それに前後してほとんどの会派が書面にて予算要望、政策提言を行っているところであります。ところが、今回のこの条例案を提案した会派のみが会派としての書面の要望していないことがこれまでの中で明らかになっています。こうした中で、提案説明にあった決意の表れを町民に認めてもらえるのだろうか。甚だ疑問であります。むしろ対応が後手に回り、今日の窮状を招いた国のコロナ対策に対して自ら何も言えないから、私たち報酬を減らすから、みんなも我慢してくれと言わんばかりの態度ではないかと感じる次第であり、それは結局自らの役割を放棄した自己満足の姿勢にほかなりません。議員報酬とは、単なる給与ではありません。議員として活動していくための必要な活動費です。全国町村議会議長会の下につくられた町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会が昨年3月、町村議会議員の議員報酬等の在り方について最終報告を行っていますが、その中にも議会力アップや議員の成り手不足問題の解消の一つの方途として報酬増にかじを切ったことを直視する必要があるとさえ示されているのです。私たちが今こうして議会活動をしていることは、単に今の私たちのためだけでなく、議会制民主主義が続く限り、未来の担い手に対

する姿勢でもあるのです。議会議員として住民の声を届けるということを果たすことが重要であることを表明して、反対の討論といたします。各議員の賛同を求めます。

○議長（中井寿夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

○5番（内海博一君） 発議案第1号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、賛成討論を行います。

新型コロナウイルス感染拡大により4月17日に緊急事態宣言の発出を受け、外出の自粛や休業要請で経済的に困難な生活を強いられている町民や事業者の皆様、まだ支援の届いていない町民の現状に対して、議会上では私たちは国に求める意見を近間の道議会議員、また仲間と一緒に話をして、確かに今回書面には出しておりませんが、着実に余市町の状況、そして道の状況などを教えていただき、先ほど共産党さんが言っておられましたように、確かに書面は出しておりませんが、それなりの私たちの議会での議員としての活動を一生懸命やってきました。少しでも町民のための手助けができないか、少しでも寄り添うことができないか、そして今すぐ支援していただきたい町民の皆様、そして今後も地域経済の低迷は避けられない状況です。いまだかつて経験したことのない危機を乗り越えるため、私たち議員報酬の削減による原資を本町の様々な支援策などに要する財源として、今すぐにも支援していただきたいと思っています。町民に手を差し伸べるといふことの思いがあります。今回の賛成討論につきましては、私としては皆様の言うこともよく分かりますが、本当に自分の周りに言うことだけ言って、手を差し伸べあげられない。待ちますか、ずっと。待てない方がいっぱいいるのです。各議員のご賛同をよろしく願います。

○議長（中井寿夫君） 次に、反対討論の発言を許

します。

○16番（山本正行君） ただいま上程されました発議案第1号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、よいち未来を代表し、反対の立場で討論いたします。

今回の提案理由は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策による影響が町民生活や地域経済に及んでおり、国、道とともに余市町として町民生活へ可能な限り支援が求められることから、未曾有の危機を克服するために決意の表れとして報酬を削減するということとあります。議会の使命としては、具体的な政策を最終決定することとその運営や事務処理が適法、適正かつ公平、効率的に民主的になされているかなど、住民の立場に立って監視しております。その政策過程や実施過程での質問、質疑、修正を通して多面的に参画すること、また意見書や要望書で政策提言など職責をわきまえて行動することが求められております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症はこれまでに類のない危機であり、この対策として国の第一次補正予算を受けた本町の臨時会では巨額の専決を承認するという状況でありました。町内に一刻も早く手だてを打たなければならないという中で、専決もやむなしと考えたところであります。異例の事態を捉えております。会派として町長、教育長に対して緊急要望書を上げ、また今、議会では全国知事会、全国町村議会議長会の要望書を踏まえ、国に対する意見書を提案させていただいたところであります。

国の令和2年度第二次補正予算が成立し、感染症対策が強化され、同時に経済復興へ向けて動き出す状況であります。およそ32兆円にも上る今回の国の対策であります。効果はどうなるのか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の本町分がどのようになるのか、町内の必要なところに適切な対策が取られているのか、国の対策で補えない部分の政策をどう講じていくのか、まだまだ手探り

の状況にあります。本町も新型コロナウイルス感染症の影響を受け、各種イベントなどは中止という中で、この部分の予算が執行されず、状況はどうなっていくのか、予算の組替えをするのか、財政的にはどうなのかなど現状が見えない中ではありますが、どこかの時点で本町の財源も入れた対策を検討する必要がありますと考えます。当然のことながら、慎重に対応すべきことであります。町側からもまだ具体的なお話はありませんが、検討する前段階にあるであろうと推測をしております。本町の一般会計での対策を講じる時点で初めて議員報酬の削減が生かされるものであり、その時点で不用額を含めて予算の見直しをしていくことがベストではないかと考えております。

提案理由にある決意を表すという目的とすれば、それに伴う行動がなければならぬでしょうし、加えて議会としての意思統一がなければ意味を持たないものであり、賛否を問う手法がどうなのか疑問が残るところであります。議会が自ら削減という趣旨を理解するところではありますが、このところについては理解するところではありますが、現状として国の交付金の額が見えない状況であり、それに伴って本町の対策もまだ全貌が見えない中、本町の財政状況も含めた財源と対策の全体像が見えていないという状況の中で、本町の一般会計にまだ手をつけていないという状況も鑑みると、時期尚早という結論に至ったところでもあります。引き続き新型コロナウイルス感染症の様々な対策に本来の役割を果たせるよう尽力をするとともに、今回の提案理由も受け止め、適時適切な判断をしていくということを申し添え、反対討論といたします。

○議長（中井寿夫君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の

起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、発議案第1号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案は、否決されました。

○議長（中井寿夫君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第25、意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書、日程第26、意見案第2号 安全・安心の医療・介護を存続していくため、新型コロナウイルスの影響を受ける医療機関・介護事業所への新たな公的資金の投入を求める要望意見書の以上2件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第25ないし日程第26を一括議題といたします。

お諮りいたします。一括議題の意見案第1号ないし意見案第2号につきましては、いずれも提出者の説明及び委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明及び委員会付託は省略することに決しました。

別にご発言がなければ、まず意見案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第2号 安全・安心の医療・介護を存続していくため、新型コロナウイルスの影響を受ける医療機関・介護事業所への新たな公的資金の投入を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第27、意見案第3号 新型コロナウイルス感染症対策と地方財政の充実・強化に関する要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見案第3号 新型コロナウイルス感染症対策と地方財政の充実・強化に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第28、意見案第4号 北海道最低賃金改正等に関する要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見案第4号 北海道最低賃金改正等に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第29、意見案第5号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより意見案第5号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ただいまの採決については、起立者の多少の認定が困難です。したがって、会議規則第80条第2項の規定により、本案については投票により採決いたし

ます。

この採決は無記名投票により行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は16名です。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案について可とするものは賛成、否とするものは反対と記載願います。

1番、野呂議員より議席順に順次投票願います。

（投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番、庄議員、13番、安久議員、18番、岸本議員を指名いたします。

3議員の立会を願います。

（開票）

投票の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

うち有効投票14票、無効投票2票。

有効投票のうち賛成7票、反対7票。

以上のとおり、投票の結果、賛成、反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対する可否を裁決いたします。

意見案第5号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める要望意見書については、議長は否決と裁決いたします。

○議長(中井寿夫君) 日程第30、意見案第6号 名護市辺野古の新基地建設断念を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第6号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ただいまの採決については、起立者の多少の認定が困難です。したがって、会議規則第80条第2項の

規定により、本案については投票により採決いたします。

この採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は16名です。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案について可とするものは賛成、否とするものは反対と記載願います。

1番、野呂議員より議席順に順次投票願います。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に4番、藤野議員、8番、白川議員、15番、中谷議員を指名いたします。

3議員の立会を願います。

(開票)

投票の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

うち有効投票14票、無効投票2票。

有効投票のうち賛成7票、反対7票。

以上のとおり、投票の結果、賛成、反対が同数で

す。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対する可否を裁決いたします。

意見案第6号 名護市辺野古の新基地建設断念を求める要望意見書については、議長は否決と裁決いたします。

○議長（中井寿夫君） 日程第31、意見案第7号 コロナ禍の下での米海兵隊移転訓練中止決定を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより意見案第7号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ただいまの採決については、起立者の多少の認定

が困難です。したがって、会議規則第80条第2項の規定により、本案については投票により採決いたします。

この採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は16名です。

投票用紙を配付させていただきます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案について可とするものは賛成、否とするものは反対と記載願います。

1番、野呂議員より議席順に順次投票願います。

（投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番、庄議員、13番、安久議員、18番、岸本議員を指名いたします。

3議員の立会を願います。

（開票）

投票の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

うち有効投票13票、無効投票3票。

有効投票のうち賛成6票、反対7票であります。

よって、意見案第7号 コロナ禍の下での米海兵隊移転訓練中止決定を求める要望意見書は、否決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第32、意見案第8号 国による全国学力調査を全員参加の悉皆から抽出に改めることを求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第8号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより意見案第8号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、意見案第8号 国による全国学力調査を全員参加の悉皆から抽出に改めることを求める要

望意見書は、否決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第33、意見案第9号 緊急に消費税5%減税の政治決断を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第9号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより意見案第9号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、意見案第9号 緊急に消費税5%減税の政治決断を求める要望意見書は、否決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第34、閉会中の継続審査調査申出について。

各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長から、目下委員会において審査調査中の事件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出のとおり閉会中の継続審査調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査調査に付することに決しました。

○議長(中井寿夫君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和2年余市町議会第2回定例会を閉会いたします。

閉 会 午後 2時31分

上記会議録は、枝村書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 12番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 9番 寺 田 進

余市町議会議員 10番 彫 谷 吉 英

余市町議会議員 11番 茅 根 英 昭